

衆議院第四十六回国会社会労働委員

昭和三十九年六月十七日(水曜日)

午前十一時一分開講

出席委員
委員長 田口長治郎君

理事井村 重雄君 理事澁谷 直藏君

理事小林 中田理正君 河野正君

浦野 幸男君 大坪 保雄君

熊内
竹内
黎一君
地崎宇三郎君

中野 四郎君 西岡 武夫君

藤本孝雄君 松山千恵子君

伊藤よし子君
高田富之君
童牛義高君
八木一男君

八木 昇君 吉村 吉雄君

本島百合子君
吉川 兼光君

出席政府委員

總理府事務官 增子 正宏君
(恩給局長)

厚生政務次官 砂原 格君

(大臣官房長) 榎本 純正君

(援護局長) 鈴村 信吾君

總理府事務官

長恩緝局第一課白井正處

專門貴安忠雄君

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の二

○六号)

第一類第七號 社會勞動委員會

社会労働委員会議録第五十六号 昭和三十九年六月十七日

○田口委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 この戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の審議に際しまして、まず第一にお伺いをいたしたいと思います。点は、過ぐる日華事變あるいは大東亜戦争というような大戦が、われわれ国民に対しまして多大の犠牲なり惨禍を与えてまいりましたことは御承知のとおりでございます。特に軍人軍属あるいはまたそういう大戦によって不具廢疾とされた准軍属として動員され、そのために戦没したり戦病を受けたり、あるいはいうものが非常に多いわけでございまして、實に二百万をこえているといわれておるわけでございます。御承知のよう、戦後、これらの軍人軍属あるいはまた準軍属等に対しましては当初は何らの処遇がなかったのでございますが、昭和二十七年四月二十八日、いわゆる平和条約なるものが発効いたしまして、以来戦傷病者戦没者遺族等援護法が公布をされまして、そうしてある程度の処遇を受けることに相なつてまいったのでございます。その後昭和二十八年におきましては軍人恩給が復

活をし、そのために、軍人及びその遺族の大部分が傷病恩給また公務扶助料の支給を受けるという事情に相なつてまいりました。国民のすべてが大戦によって非常に大きな慘禍、犠牲をこうむつたのでござりますけれども、これららの国民に対しまする処遇といふものが逐次制定をされてまいつたのでござります。

そこで、いまも若干大づかみに経緯を申し上げましたが、その後そのような制度の中で、たとえば公務の範囲の拡大あるいは対象者の拡大、それから同じ負傷者の中でも不均衡がございますが、そういう不均衡を是正する、こういう処置が行なわれてまいりました。ところが、静かに昭和二十七年より今日まで振り返つてまいりますと、それらの処遇に対します一貫性が非常に欠けておる。そうしてあるときは圧力団体の意向によつて、いろいろその意向というものがこの法案の中に盛り込まれてくる、またあるときは国会の激しい追及を受けて、そのためいろいろと処遇の改善が行なわれる、そういうことで改善なしは進歩がはかられてまいりましたことについては、私どももこれは同慶に感ずるところではござりますけれども、しかしながら、そういうような改善なり不均衡は正なり、あるいはまた対象の拡大なり、そういうものが行なわれるまで、実は大戦によって被害をこうむり、あるいは惨禍を受けてまいりました一部の国民の方々が生活上非常な苦痛を味わわな

ければならぬ、こういう運命をたどつてまいつておるわけござります。そうなつてまいりますと、今日のような改善、改正が行なわれることはけつこうでありますけれども、やはり抜本的な改正なりは正といふものが当然考えられなければならぬ。いま申し上げますように、圧力団体の要請や、あるいはまた国会の要求や、あるいはまた思いつきでいろいろそういう制度の手直しをやるということでなくて、やはり抜本的に、この際これの改善の方策というものを講じなければ、そういう改善なり不均衡は正が行なわれるまでは一部の国民が犠牲にならなければならぬ。犠牲の上に犠牲を重ねるという結果になりますから、この点は、やはり相当思い切った改善を行なうべきであるというように私ども考えておるわけでございます。そういうような制度に対します一貫性が欠けておる。こういう点に対して政府はきびしい批判を受けるべき立場にあるう、私はこういうことを考えております。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

具廢疾となって經濟的その他に非常に大きな打撃をこうむつてまいつたのでござりますし、また、いま上程されおります法案そのものが、そういう犠牲者に対しまして何らかおこたえしようと、あるいはお報いをしよう、こういうことでそれぞれ改善が行なわれつゝあるわけでござりますけれども、しかしながら今日までの改善なりは正といふものが、先ほど私が指摘いたしましたように、全く継ぎはぎだらけの結果になつて、そのためには一部は救済されるけれども一部は救済されない。そういうことになりますと、一部の国民の方々といふものは、救済されたといつてもそれが十分のものではございませんし、また救済されないほうは、この戦争で非常に大きな被害をこうむつた、あるいは犠牲をこうむつた、その上さらば犠牲をこうむる、犠牲に犠牲を重ねるという結果になるわけでございますから、やはりいまのような継ぎはぎというようなことでなくして、いま次官からもお答えがございましたように、この戦争の犠牲によつて日本の民主主義なりあるいは平和建設といふものの基礎をつくつたわけでござりますから、そういう意味ではやはり一日も早くおこたえする、お報いするという態度をとらなければならぬことは当然のことで、何人もこれを否定することのできないところであらう考えます。

ところが、いま申し上げますようになかなかその実があがらぬというようなことで、なるほど次官からも、処遇改善というものはすみやかに行なうべきだというような抽象的なお答えはいただきますけれども、いまのお答えの中にはやや具体性に欠ける点があつたと

○砂原政府委員 具体的に申しますと、今回の法改正などで御審議を願っておりますが、その一つは、邦人の引き揚げますが、その一つは、邦人の引き揚げます。そこで、この戦傷病者・戦没者・遺族援助法の改善をかる際におきましては、やはりそういう点について私どもは是正しておきたいと思います。これが何生白書によつても明らかでございますけれども、最近におきます海外からの日本人の引き揚げは、昭和三十七年六月にござりますが、その一つは、邦人の引き揚げます。そこで、この戦傷病者・戦没者・遺族援助法の改善をかる際におきましては、やはりそういう点について私どもは是正しておきたいと思います。そこで、この戦傷病者・戦没者・遺族援助法の改善をかる際におきましては、やはりそういう点について私どもは是正しておきたいと思います。

百四十七名、三十八年が百十二名。外地においては日本人で日本に引き揚げたい、こういう希望のある方々が、ソ連地域で二百名、中共地域で五百五十名、北鮮地域で十名、こういう方々が実は内地に引き揚げたい、これは厚生白書によりましても、留守宅に対する通信でその点が明らかになっておる、こういうことでござります。ですから、これはもう確実に御本人が内地に引き揚げたい、こういう希望を持つておられるというふうに理解しても差しつかえなかろうというふうに考えます。そこで私は、遣族接護等の改善をはかつてまいる際の一つの問題点として、やはりこの引き揚げ問題といつもの自然検討を加えなければならぬと、いうふうに考えるわけです。そういう意味からは、その希望者の希望をかなえてやるのが、やはり援護の一つであろうというふうに私ども考えます。しかば、そういう点が厚生白書の中でも明らかになつておるわけですから、も、厚生省が一体その希望者に対しても具体的にどのような方策をとってまいられたのか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○河野(正)委員 この内地に帰りたい
という希望の方々の実数というものが
すでに把握をされておるわけでござい
ますので、これがわからぬというなら
別でございますけれども、実数とい
うものが把握されておるということだと
いたしますならば、やはりこの希望と
いうものが早急にかなえられる、帰還
が促進されるための万全の措置とい
うものがとられなければならぬと思う。
いま外交ルートでやるところは外交
ルートでやる、そうでないものは日赤を
通じてというお話をございましたけれ
ども、それならば、その外交ルートを
通じてどういう交渉をなされたのか、
あるいは一体日赤がどういうことを
やつたのか、それらについてもぜひひ
とつお聞かせをいただきたい。

○鈴村政府委員 たとえばソビエト連
邦に対しましては、こちらから未帰還
者の名簿を送りまして、その実態の
調査を依頼する。すでに調査を依頼し
たものにつきましては、ある程度の報
告が参っております。その報告により
まして、生存の事実及び内地帰還の意
思が明確な者、あるいはすでに内地へ
引き揚げた者の調査によりまして、や
はり内地帰還の意思が明確な者等があ
ります場合には、これを早急に帰国さ
せていただくように相手国のソビエト
政府に依頼をしております。

それから中国につきましては、現在
のところまだ國交が樹立されておりま
せんので、日本の赤十字社から相手國
の中國紅十字会に対しまして、やはり

名簿等を送付いたしましてお願いをしておるということであります。
○河野(正)委員 実態調査をお願いしますが、もちろんそういう報告がきておるから、いま私が説明しましたように、それぞれ外地において内地に引き揚げたいという希望の方々の実数といふものが出ておると思うわけです。そこで要は、それらの方々は内地帰還の意思が明確でござりますから、それならばその意思をどうやってかなえてやるかということが、政府に課せられる任務だと思います。それについて外交ルートや日赤ということでいろいろ交渉中だということでございますが、それならばそのできない理由が一体どこにあるのか。たとえば外交ルートを通して今まで実現できないのか、あるいは日赤を通じて交渉したが、どうして今まで実現できないのか、当然その理由があると思うのです。理由なくしてただ漫然と手をこまねいて、交渉しております。交渉しておりますでは、これは御本人のためにも非常に残念だし、また遺家族のためにまことに申しわけない点だというふうに考えます。そこで、その点はやはり明確にしてもらわぬと、われわれは、交渉しております、はいそうですかというわけにまいりぬと思うのです。交渉なきたら、どこにどういう隘路があるのか、それを実現するためには、隘路が明らかであるならば、その隘路を克服するという努力が尽くされなければならぬと思うのです。今まで外交ルートあるいは日赤を通じて交渉なさつたが、一体どこに隘路があるのか、この

点もひとつ明らかにしていただきたい

○鈴村政府委員 先ほどソビエトとの
関係で申し上げましたが、たとえば内地にすでに帰還しておる者からの通信等によりまして、あるいは向こうにおりましたときのその人の知り得た情報によりまして、何某がどこどこに内地に帰りたがっているという消息があるわけでございます。ところがソビエト政府のほうでは、必ずしもその特定の個人についてはそういう情報は持っていないというような、情報の食い違いと申しますか、そういうものが一つございます。
それから中共地域につきましては、最近内地へ帰つてしまひました人の証言と申しますが、ことばを日赤を通して聴取した例がありますが、いままで帰国の意思があつても現実問題としてなかなか出国の許可が認められない例があった、しかし最近少し出國の許可がゆるめられたというようなことも当人は申しておるようあります。そういうような現地の官憲と申しますかの出国許可がおりないということが、帰國を妨げておる一つの例です。そういふような現地の官憲と申しておられます。それから現実に旅費がなくて帰れないという方もかなりおられますので、そういう方につきましては、わかり次第やはり日赤を通じて日本政府から旅費を支給してあげるという手も選択なく打つております。ただ中には、そういう旅費の支給があるということを知らないで、そのために帰れないという方もあるかと思われますので、そういう点についておたしておりますわけであります。

以上申しましたような理由でございませんが、いずれにしてもそういう個々の障害につきましては早急にさらに行開の努力をしてまいりたいと思いまして、現在もそういう線で努力をしておるわけであります。

○河野(正)委員 厚生白書は一体どなたがおつくりになつたか知りませんが、厚生省の責任でおつくりになつたと思うけれども、厚生白書の内容といまの答弁と食い違つてゐると思うのです。そういうことなら、私どもはあるの厚生白書というものは返上しなければならぬと思うのです。どうもいまの御答弁と厚生白書の内容は非常に食い違ひがございます。そこで私はその点を明らかにしたいと思いますけれども、いま局長の答弁によりますと、情報の食い違い——それは情報の食い違うのあるケースもあるかもしれません。しかし実は、私は厚生白書の資料に基づいてお尋ねしたわけです。それによりますと、ソ連地域で二百名、中共地域で五百十名、北鮮では十名、これらは留守宅に対する通信によつて帰国の希望があることが明確になつておる、こういうように書いてあるのです。ですから、私どもは厚生白書を信頼しようとなれば、いまの局長の御答弁について納得するわけにはまいりません。これは留守宅に対する通信その他で帰国の意思があるということが明らかである。その数字がいま申し上げた厚生白書に示されておる。だからそういう数字について食い違ひがあらうはずがない。それ以外の数字については、あるいは情報の食い違ひがあるかもしません。しかし、少なくとも厚生白書に示された数字については、私は食い違

いがあろうとも考へない。そこで御答弁いた第一の点については、私どもは納得するわけにまいりません。それから中共では出国の許可がおりぬということであるとするならば、なぜおりないのか、それらの事情をひとつお示しいただきたい。それから旅費のない場合には、これはお困りなことは当然でござりますけれども、しかし厚生白書によりますと、旅費がない者には国が出すのだと書いてある。そうすれば、いま局長の答弁では、旅費を国が出してくれることがわからぬけれども云々とおっしゃるけれども、少なくともいまの数字についてははつきりしておるわけですから、そういう人たちはついては、もう金がなければ国が出すんですよというくらいの親切心で、少くともいまの数字についてあるならば、私どもはそれはやむを得ぬと思いますけれども、しかし、少なくともこの数字に出て以外の数字について、あるいはそういうような御意見であるならば、私がどうぞ出してもそれはやむを得ぬと思いますけれども、私は理由にならぬと思ふのです。当然この数字について厚生省はわかっているわけですから、金がなければ国で出してあげますよと言ふことです。当然この数字について厚生省は、援護局というのは、そういう戦争で犠牲になつた方々の窮状を救つてやることだと思うのです。ですから、私は、援護局というのは、そういう不親切だ。これは日赤だって不親切ですよ、私もいろいろやつてきたけれども、それにしても援護局のものは不親切だ。これは日赤だって不親切ですよ、私もいろいろやつてきたけれども……。日赤と

厚生省はどういうお答えをしているかです。日赤は不親切です。あれでよく日赤だ、社会奉仕団体だと言えるかどうか、私は非常に疑問を持っているわけですね。日赤もさることながら、援護局も私はいまの答弁を聞きますとまことに不親切だ、こう指摘せざるを得ぬと思ふ。そこで、いま申し上げましたように、端的に申し上げますならば、厚生白書の内容といまの答弁というものは非常にズレがある。次官、一体われわれはどちらを信頼したらいいのですか。もし局長の答弁が責任ある答弁であるならば、ひとつ次官、ここで、厚生白書を配りましただれどもあれはP.R.雑誌です、もう一つの国会の答弁を信頼して、あれは信頼せぬでよろしい、こういう責任あるお答えをいただきたいと思います。

者は、それぞれ帰りたい者は帰しておるから現在いない、こういうお答えをござりますので、そうした答えを先ほどの局長がいたしたわけでございます。厚生白書のほうの主体性といふものは、留守宅へ連絡をいたしまりませんでござりますので、こういったものを調査いたしまして白書に書面がござつておるわけで、今度日赤または外務省を通じて交渉をいたしました場合に、相手国のはうが、もうそういう者は帰つて、いないとか希望者は帰したことか、こういう扱いになりますと、自然相手方があるだけに、そこへ踏み込んで調査ができるないというような点から、多少御満足のいかないような面がござつておるのではないかと思いまして、さような意味でござりますから、局長のことばの足りなかつた点がありますなら、御了承を願いたいと思つます。

たぶん援護局長の言われた数字でお答えをいただいたと思います。政府は帰国希望者に對しては対外的に最大限の努力をしている。そういうお答えがありながら、しかも厚生省が出しておられる厚生白書というものは、政府の刊行物の中で最も信頼度の高いものであると信じておりますし、もちろん國民もそう信じて読んでおられるのであります。その資料と答弁の内容の数字に食い違がある。いまの次官のお答えではまだ納得のいかない点があります。最大限の努力を傾けておられる、対外的に交渉を続けておる、そういうお答えにもかかわらず、未帰還者の御家族の方々、あるいは外地からの個人個人の御返事、帰国希望者がこれだけあるのだ、そういう数字があるにもかかわらず、その方々がおられる国と正式に政府が交渉した場合、そういう方はお帰しておる、そんなに残っているはずはない、それは対外的考慮か何か知りませんけれども、それをまるのみにされているわけですか。数字の面でこういうふうな食い違いがあるということは、私ちょっと納得がいかないのです。

でござります。先ほど局長の答えましたのは、その後に帰国せられた方々等を除きました数字を申し上げておりますから、數字的に多少の食い違いがあるということは御了承を願いたいと思ひます。

○橋本(龍)委員 その後に帰国を希望せられた方、どこの地区から一体何人くらい希望せられたか、その点お答えをいただきたいと存ります。

○鈴村(政府)委員 ただいまお尋ねの数につきましては、後ほど調べてお答えいたします。

度こういうケースがあるかわかりませんが、最近ありました例では、内地にきょうだいが二人おつて、結局帰るには内地で引き受けれる人がいなければならぬ。ところが、二人のきょうだいが、必ずしも本人が外地から帰ることを希望しないというケースがある。したがって、親ならそういうことはないはずでございますが、きょうだいの場合には、いま外地から帰ってこられては困るということで身元引き受けをしない。そのため、本人は帰りたいけれども二、三年帰れずに延びておる。そういう方につきましては、やむなく日赤が身元引き受け的な立場に立て、帰国のあっせんをするというような例も最近あるわけであります。そういうふうな、具体的に受け入れの問題でおくれておる例もないわけではない。

府の答弁といふものを信頼してお答えをちょうだいしておるのであります。政府からいたいたお答えは正しいものだ、正しい数字だと信じて伺つてきただけなんです。そうしたように、野党の先生方が非常に勉強されて質問をされた場合、与党の私どもでもこうして不審な感じを持つ、関連質問をしなければならないような答弁といふものは、注意をしていただきたい。こういったような問題は、非常に政府に対しても不信感をわがすもとですし、また議事録等でいろいろな方が読まれた場合に、非常に変な感じを持たれるもとですから、よほど注意をしてお答えいただきたいと思います。

いらっしゃかとということは大体見当がつくと思う。しかも、それも二年も三年も前、あるいは前局長時代の話ということもなら別ですけれども、最近のことではござりますし、また現局長のもとでござりますから、それらの若干の数字についてもお示し願えぬようなことで、こういう援護法の改正について誠意を持つておられるというふうに私ども理解するわけにまいりません。ですかね、これは数字だけせひこの委員会でお示し願いたい。お示し願えなければ、政府はこの援護については、私は誠意がないのだというふうに理解したいと思いますが、それだけつこうかどうか。それだけつこうでございましたならば、お示し願わぬでもけつこうだと思う。

○砂原政府委員 河野先生におわびを申し上げるのであります、その資料を持ってまいっておりませんことはまことに申しわけないと存りますが……。

○河野(正)委員 河野先生におわびをすよ、一月から六月ですから。

○砂原政府委員 しかし、こういうことは大切なことで、調査をしてすぐわかることがありますから、調べましてお答えをさせていただきたいと思います。

○河野(正)委員 三十九年の一月一日現在の数字は明らかになつておるわけです。数字が食い違つておるのは一月以降でしょう。きょうは六月ですけれども、この半年間に何人か引き揚げてきたということで数字が食い違つておるならば、何人引き揚げたかといふ字くらいはこの委員会でお示し願わなければ、何人が引き揚げてきたかその

している者の数、その後に、先ほど申しましたようにソ連地域はゼロ、中共地域からさらに三十五人引き揚げておられますので、結局六百九十三人というものが、六月末における引き揚げ希望者の数ということになるわけでございます。

は、御承知のように厚生省として取りまとめられた正確な資料でございます。しかも一般のものである場合には、端数を切り捨てるようなことも数字の関係であり得ると思えますけれども、事いやしくも、特に留守家族の皆さん方が非常に深刻な気持ちで本人などの消息というものを考えておる、こういう外地の人々に対してある場合は切り捨てる、ある場合は繰り上げる、こういう不正確な数字をお示しになつて、それを天下に公表なさることが適切な方策であるのかどうか。事人命に関する問題でござりますから、たとえ一人といえども、二人といえども、その人の状況というものはきわめて重要な要素を持っていると私は思う。そういう人の問題を、ある場合は切り捨てる。たとえばソ連地域の場合は、二百八人のところを三百人というふうに八人は切り捨てておる。それから中共地域の場合は、五百四十八人を五百五十人、これは実際におりもせぬのにしておる。たとえばソ連地域の場合は、二人ふやしておる。こういうふうな不正確な数字を天下に公表されることが——しかも人命の問題であります。そういうことは適切な処置であるのかどうか。そういうふうに、ある場合は本増しする、ある場合は切り捨てる、そういうことで発表なさるような厚生省であるから、私は、たとえこの援護

法の一部改正手直しをやるといったしましても、その中にはほんとうに遣家族を思い、また外地におられる方々の心地を思う熱意というものが欠けておる、こういうように指摘せざるを得ないと考えるわけです。厚生次官、一体どうですか。いまのように、ある場合には人間を切り捨てておる、ある場合には人間を水増ししておる、こういう内容を示した厚生白書というものが、ほんとうに人道的立場に立った厚生省の示す厚生白書と言えるのかどうか。厚生省こそそういう人の命、あるいはまたいろいろ問題を持つております。国民の方々の窮状といふのを、ほんとうにその立場になって考えなければならぬ、そういう当局と私は考えておられます。それがいま申し上げますように、ある場合は切り捨ててみたり、ある場合は水増ししてみたり、そういう数字を厚生白書という名のもとに天下に公表されることが適切であるのかどうか、この点いかがですか。

的確な数字というものをお示しにかかる、これがやはり遺族におこたえをするゆえんの道だといふうに指摘せざるを得ない。そういう意味で、少なくとも人間一生の問題をある場合に切り捨ててみたり、ある場合は水増してみたり、そういうことでは血の通った厚生省の政策の方針といふうには言えぬと思うのです。こういう資料一つにしても、そういう遺族の方の心情を思う際には、やはり血の通った資料というものが当然示さなければならぬ。この点は、次官のほうから遺憾の意を表されたので、私どもも、今後もう少し血の通った資料を示し、またその資料に基づいて政策といふものを推進する、こういう方向で善処していただきたいと思うし、また当然していただきなければならない、こういうふうに強く厚生省の注意を喚起しておきます。そういう、これは一例でございますけれども、事人命に関する重要な問題が非常に軽率に扱われる、そういうところにいまの厚生行政のあり方にはかなり重大な問題があると思うのです。

百七十九名、うち生還者数が四百二十名。中共地域が未帰還者数が六千七百十七名に対しまして、生存見込み者が三千三百三十名。北鮮は、未帰還者数が四百三十名に対しても、うち生存見込み者が九十名。さらに、南方その他におきましては、未帰還者数が八百五十九名、ところが、うち生存見込み者というものは不明ということになつてゐる。そこで問題は、この南方その他の地域はどういう地域かわかりませんけれども、八百五十九名の未帰還者がおる。しかもその生死といふものが、生きておられるのかなくなられたのか、全然わからぬという資料が明らかにされておるわけです。そこで私は、この外地におきます引き揚げ者問題と関連をして、やはり厚生省のやつておられますことに対する、血の通つた施策といふものが行なわれない。そうした点から、南方その他において八百五十九名の未帰還者がおるにかかわらず、その間の動静、事情といふものが全く把握できておらない。その事情がどういう事情か私はよく承知をいたしませんけれども、どうもいまの未帰還者の実態等から私ども判断いたしますと、これまた厚生省は、ことばでは戦傷病者戦没者遺族のために非常に熱意を持つて、いるようなことを言っておるけれども、実際には血の通つた措置が行われておらない。こういうように指摘してもやむを得ぬではないかと思うのです。これは一体どういうことか、らそういう数字になつてあらわれておるのか。私はこの数字を見て、よくさういう資料をのうのうと掲げたものと、いう印象を実は持つたのでございます。そこで、そういう資料についてど

○鈴村政府委員　ただいま仰せになりました八百五十九名の南方方面の未帰還者について、生存見込みが一名もないのはどういう事情かというようなお尋ねであります。これは、先ほども申しましたように昨年の十二月一日現在の数字で、いまのような数になっておるわけでござります。その後四月一日現在の数字がございますが、それによりますと、未帰還者全体の数が約八百名余り減つておるということで、南方も若干減つておりますが、あまり変わつておりません。結局、昨年の十二月からこしの一月までに約八百名の未帰還者の数が減つておる。大半の者は、戦時死亡宣告を受けた者がこの間にかなりあるというのが一番大きな理由——その他いろいろございますけれども、一番大きな理由はそういうことであります。が、南方地域につきましては、過去いろいろな方法によりまして調査等もいたしておるわけであります。が、生存を思わせると申しますか、裏書きするような資料が全然把握されないということで、いまのところ非常に生存見込みがない、可能性が全然ないという判断をいたしておるわけあります。もちろんわれわれ、こういう現在生存の資料がない方々につきましてあらゆる努力をいたしておりますて、決してこれをあきらめておるわけではありません。引き続き、できる限りの手段を講じております。たとえば本年度におきまして、未帰還者の調査に関する件につきましては相当に重点を置きまして、地方の担当主務課長会議も近く聞きますが、そこにおける大

きな重点項目は、未帰還者の調査をさ
らに強力に進めるということでありま
して、われわれもできるだけの努力は
いたしておりますが、いまのところ南
方の八百五十九名につきましては、ど
うも生存に関する資料が得られない。
したがつて、やむなく、いまのところ
は一応生有見込みをゼロというふうに
いたしておりますが、決してこれはあ
きらめておるわけではない。むしろ積
極的に、あらゆる努力をしておるとい
う状況であります。

○河野(正)委員 それなら八百五十九
名の中身について詳細をお知らせ願い
たい。

○鈴村政府委員 南方方面の八百五十
九名についてやや詳細に申し上げます
と、二十七年、二十八年以後は何ら資
料がないわけであります。二十年か
ら二十七年までは、それぞれ生存に関
する資料のある方があったわけであり
ますが、八年以降は全然資料がないと
いうことになつておるわけであります
と、現在の生存資料のない八百五十九
名の内訳を申し上げますと、ビルマが
二十八名、タイが十八名、南ベトナム
が六十六名、北ベトナムが四十六名、
マラヤ、シンガポールを合わせて六十
五名、ボルネオが十一名、スマトラ三
十四名、ジャワ三十一名、セレベス十
九名、比島が百五十七名、中部太平洋
九十一名、ニューギニア、ソロモン合
わせて九名、台湾七十九名、香港十八
名、マカオ一名、沖縄四名、南鮮が百
八十二名、合計八百五十九名となつて
おります。

それから、いま申し上げました人員
のはかに、自分の意思で帰還しないと
いうことが認定されて、もう未帰還者

から除外されたという者があるわけでもあります。その数は、南方が六百二十九名ということになります。

○河野(正)委員 いま南方地域におきまする未帰還者八百五十九名の中身について、いろいろお答えを願つたわけですがござりますが、その中に一つ疑問に思いますことは、二十八年以降、ことは三十九年ですから十一年に及んで、何ら新しい資料が出ておらない。そこで、あらゆる手段で消息の調査をやっておるというようなお話をございました。ところが、十一年間もこの八百五十九名に対する消息資料というものが集まらぬというようなことで、はたして積極的に消息調査ということを実行せられてきたかどうかということに対し、まず疑問が一つ出てまいります。なるほど、南方といえどもいろいろ諸外国の事情等もあるうかと思いますが、私は無理は申さぬつもりですが、しかしながら沖縄のこととは、もうすでに慰靈祭等も行なわれ、またこれは一応潜在主権でござりますけれども、日本の国内ということでもござります。そういうところにおいても、この十一年間といふのは全然資料が集まらぬ、そういうことで、はたして積極的に消息調査を推進されてきたかどうか。ことばではなるほどそのとおりでございますけれども、しかばは実際にそういうことが行なわれてきたか。私どもは、いまの数字あるいはお答えの内容から見てまいりますと、すなはちにそれを聞き取るわけにはまいらぬと思います。この十一年間、全然八百五十九名に對しまする資料というもののが集まらなかつた理由といふのはどこにあるのか。これはどういうふうにお

考えになつておりますか。
○鈴村政府委員 私申し上げましたのは、先ほど申し上げましたように、八百五十九名のいわゆる生存見込みのない未帰還者の数、このほかに、自己の意思によつてもう帰還しない者として、未帰還者から除外されたという人が南方で六百二十九名あるわけあります。したがいまして、南方の方でも、かなり消息がはつきりしてもう帰らぬという人は、いま申し上げましたような数、六百二十九名を數えております。したがいまして、こういう人々については、もちろんわれわれも從来生存の資料があるわけでありますけれども、帰還の意思がないということで除外した。したがいまして、それよりもや多い八百五十九名という数になります。これらの方々につきましては、都道府県におけるいろいろな調査とか、それから関係者を通じての調査といふものによりましても、依然として消息がはつきりしないということで未帰還者のまま残つておる。もちろん、先ほど申し上げましたように、すでにことしに入りましてからでも相当数が戦時死亡宣告という措置を受けておりますので、その意味ではこの数は逐次減つてしまいるわけでありますけれども、遺憾ながらこれらについては依然として消息がわからない。ただし、都道府県等におきましては、當時必要な努力を統けておるということであります。

をそのまま受け入れるわけにはまらないと思います。そこで同じくこういった問題と関連をするいろいろな事情がござりますから、私はさらに一つ御指摘を申し上げてお伺いをいたしてまいりたい。

それは、いまのお答えの中にも出てまいりました戦時死亡宣告についてであります。未帰還者のうち、調査によりましてその死亡が確認されたものは、死亡公報を発することになつておりますことは、もう御承知のとおりでござります。具体的に申し上げますと、死亡の日時、場所を確認することはできなけれども、消息を断つた時期、場所等から総合的に判断をして死亡と断ぜざるを得ないものは、留守家族の承認を得て厚生大臣が家庭裁判所に戦時死亡宣告の申し立てを行なうことになつておりますことも、これもあえて申し上げる必要ないと思います。この制度で死亡宣告の確定したものが逐次ふえてまいつておることは、先ほど御報告にもございました。昭和三十八年十二月一日現在、一万四千二百九十名がこの死亡宣告の確定を受けております。これらの人々の遺族には遺族年金、遺族弔慰料の支給が行なわれている、こういうようになつてゐるわけです。しかしながら、なお厚生白書によりましても八千八百七十七、これは昨年十二月一日現在でござりますけれども、そういう未帰還者がおられる。ですから、その死亡が確認されぬでも、もう戦後二十年近い歳月でござりますから、どこかでその終戦処理と申しますか、この戦時死亡宣告の確定をする時期というものが——私は、それはもちろん留守家族の御意思もあるうと思います。で

に終戦処理をする段階に、もうそろそろ戦後二十年ですから、そういう段階に来ておるのだろうというふうに判断をいたします。そういう事情を厚生省はどういう形で消化しようとされておるのか、この辺の事情等につきましても、ひとつここで率直にお答えをいただきたい。

○鈴村政府委員 未帰還者留守家族等援護法の中に、この法律施行後九年を経過した以後におきましては、過去七年以内の生存資料のない未帰還者の家族には留守家族手当を支給しないといつて規定があるわけでありまして、すでにこの規定によりまして、相当数の者がいわゆる留守家族手当の支給を受けられる権利を失つておるわけでありますて、一時は相當数の方々が留守家族手当を受けておられましたのに、現在わずか百人足らずの者しか留守家族手当を受けておられないという実情にありまするわけであります。こういう点にも関連いたしまして、一定期間以上生存資料のない方につきましては、もし家族がこれを希望されるならば、やはり戦時死亡宣告というような措置をとることによりまして、失踪宣告の措置をとることによりまして、それにふさわしい援護法上の給与、援護法的な給与を受けることが適当であらうということです、未帰還者に関する特別措置法という法律によりまして、戦時死亡宣告を受けた者の遺族につきましては、もちろん全部ではございませんけれども、大部分の者が公務傷病死の取り扱いを受けまして、そして年金等が支給されるという道があるわけでございますので、むしろこの際、いまのような留守

家族手当の支給をとめるというような規定とも関連いたしまして、必要に応じて戦時死亡宣告することによつて、留守家族の方々に対する援護措置を講じたほうがいいのではないかとうことで参つておるわけであります。すでに昨年十二月現在で一万四千人以上の宣告確定者、審判確定者を見ておられます。さらに本年に入りましても千名近くの宣告が確定しておるわけであります。これによりまして、むしろ留守家族の方と申しますか、遺族の方に適切なる援護措置ができるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

見えない状態だ。こういう九州管区行政監察局の談話が発表されているわけですね。そしてこのたまえとしては、一定期間生存資料がない場合には、遺族の承認を得て家庭裁判所に申告をして、厚生大臣が戦時死亡宣告を行なうことです。そういうことになつております。ところが、そういうことにはなつておるけれども、現実にはいま申し上げるように戸籍ではまだ生きておる、そのためにはこの遺族扶助料ももらえないで困つております。こういうような具体的な例があり、またそれを新聞が取り上げ、またこの九州管区行政監察局も、それをちゃんと新聞談話でそれぞれの所感と、いうものを発表いたしておる。九州管区行政監察局、これも政府機関の一つでござります。そうしますと、同じ措置が、同じ政府機関の中で何からかぐはぐの感じを持つ。この感じを持つのは、これは単に私一人ではないと思うのです。こういうことで、ほんとうに厚生省が血の通つた行政をやつておられるというふうに言えるでしょうか。ほんとうに手の届いた行政をやつしているというふうに言えるでしょうか。いまいろいろと局長からりっぱな答弁をいただきますけれども、実際に、そういう答弁というものが現実に実行されておるかどうか、私どもは非常に大きな疑問を持たざるを得ない。この社会などで、そういう暗い谷間で困つておられる方々、そういう方々を救済するといふことが厚生省の強い念願でなければならぬし、また立法に携つておりそれがわれわれもそういう方々を一日も早く救済したい、そういうことで、やはりこの遺族保護法等の手直しを早くやるということになつておると思うの

です。ですから厚生省でやつておられますることはから回り、搔つくって魂入れと申しますか、要するに歯車がから回りしておる、こういうちくはぐな点を指摘せざるを得ぬと考えますのが、率直な私の心境でござります。こういう点についてどういうふうに厚生省はお受け取りになつておるのか、この点はせつかく厚生次官おわりですから、厚生次官の口から国民にお答えを願いたい。

をやがましく言うのが能でございませんから、要は法律を改正したならば、その法律というものがそのまま国民の間に消化されていく、こういう点に対してもう少し厚生省は血の通った、ほんとうに下部の国民の意思に沿うた行政をやっていただきことを私は強く要望したいと思います。その点どうですか。

これは私がいまさら御説明を申し上げるまでもないと思いますけれども、昭和三十六年、戦後十六年でございますが、ソ連の第一回の墓参が行なわれました。私どももソ連の好意に対しても非常に喜んだわけでござりますけれども、さらに統いて、三十七年には第二回の墓参が行なわれたのであります。また私どもの長い間の懸案でございました中公に対します墓参も、いま遺族六名の代表が墓参のために中国に参られておりますことは、私どもも全く同慶いたえないところでござります。それからさるに、昭和三十七年には沖縄で国をあげての慰靈祭が行なわれまして、十八万に及びます軍民戦没者の靈を慰めることを得たのでござります。ところが実際には、中国、沖縄を問わず、南方におきましては幾多の激戦地がござります。外地のかつての戦野に多数の遺骨が草むしておると、いうのが、私は率直な現況であろうと考えます。たとえばビルマにおきましても、敗戦末期におきます非常に悲惨な状況が出ております。そこで、そういったかつての激戦地に草むしております遺骨收集とも、先ほど申し上げましたように二回にわたります墓参が行なわれた。中国では将来どうなるかわかりませんけれども、いすれにいたしましても第一回の墓参が行なわれた。沖縄では慰靈祭が行なわれた。やはり戦後二十年にならんなどといいましたから、この大戦の

慰めることができますけれども、遺骨のない遺族は、感情としてはやはり遣骨がほしいという気持ちがございましょう。現実ができぬとすれば、どこで墓参が行なわれるか、あるいはまた慰靈祭を行なうという形によって、戦後そろそろ二十年ですからどこかでけじめをつける、これはやはり日本の国民感情でもあると思います。そういうことが、一方におきましては戦時死亡宣告という問題と並行して考えられるべき問題じゃなかろうかということを私どもは考えるのでござりますけれども、そういう点についてどのようにお考え願つておりますか、この際ひとつ全国の遺族に対してもお示しをいただきたい。

てない地域がございます。たとえはインドネシアの一部でありますとか、それから今回中共につきましては遺族代表が向こうへ墓参に参つておられます、が、旧満州、いまの中国の東北地区であります、が、この地区につきましては、遺骨の収集等について全然まだ手がついていないという状況でござります。そういうふうなインドネシアの問題あるいは満州の問題等については、やはり将来の問題といたしまして、なるべく早くそのような行事もいたしたいといふふうに考えておる次第であります。幸いにインドネシアにつきましては、近い将来何とかなるのではないかという見通しがございますが、旧満州地区につきましては、中国との関係もございまして、率直に言いましてまだ何らの見通しもついていない状況でございますが、これもできるだけ早い機会にそのような催しないたしたいと、いうふうに考へておる次第でござります。

たのでありますけれども、箱の中に砂利
だか石だか入っているものをいただけ
ただけでございまして、どこで死んだ
かわからない。ただわれわれの想像
で、海の中に沈められたのではないか
うかと思うだけの話であります。もち
ろん援護局からは、お前の子供はどこ
で死んだなんという話なんですけ
ども、そんのは信憑に値するもの
かどうか、それもわからない。個人の
問題はそれといたしましても、海の中
では相当に死んでいる。これは墓参で
きますか。遺骸の収集ができますか。
あるいは遺骸の収集について幾らかで
も御努力願えますか。墓参の問題等々
についても、それに類似する何らかの
行為でもお考えになつてゐるのかどう
か。遣族にしましては、大陸で死ぬも
海で沈むも、北方で死ぬも南方で死ぬ
も、沖縄で死ぬも、戦争で受けた犠牲
の点においては同じなのですが、こう
いうものに対してもかようにお考えに
なつておるか、この機会にひとつお伺
いをいたしておきたいと思うのであり
ます。

公館が大体関与しております、サルベージの会社との関係で了承を得まして、もちろんその費用は援護局等である程度負担しておりますが、現地で火葬していただきまして、そこである程度の追悼式等も行なった上で日本へ持つてまいる、上陸地で簡単な追悼の式等をやりまして、それを援護局が責任を持ちまして当時の乗り組み員の家族に灰を分かちするというようなことはすでに処置しております。それから最近話がりますのは、韓國の近海でやはりかなりの船が沈んでおりまして、それを韓國のほうが近く引き揚げをやるということで、当然ある程度の日本人の遺骨もあるがるであろうから、これを何とかして丁重に扱いたいといふお話をありますて、われわれもその際には必要な謝礼等は出しますからと、いうことで連絡をいたしまして、およそうち引き揚げが始まると思いつますが、その際には、韓國近海の艦船の遭難につきましても、やはりいましきまし上げましたような措置がとり得るのではないかと考えております。したがいまして沈没艦船につきましても、できるだけそのような措置によりまして追悼あるいは慰靈等のことを行ないたいと思います。それから艦船を引き揚げた際の遺骨収集の場合には、海上の慰靈祭といふものを行なつたというのでございまするけれども、一体その船にだれが乗っているのかということは、あなたの方のほうでおわかりになつているのかりしてくださったというのでございます。

もしませんけれども、私ども被害者の方は、何という船に乗つていつた船か、全部どこかに記録があつて、またその船にどういう氏名の者が乗つていたと見てこの船に乗つていたのだということを見出す以外はないのです。あの学徒動員を持つていかれた者は、見送り人も来ちやいけないし、作戦上どこへ行くかということを教えるわけにはいかないし、乗っている船も教える七けにはいかないといふので、現実に船に乗せられて日本の港から離れていくことだけはわかるけれども、船の名前も行き先も方向も何もわからない。遣族にとつては、いかに沈船を引き揚げて、そこで戦没軍人の遺骸が見つかったところで、それは他国的话みないなものである。縁もゆかりもない話になります。こういう立場にあります者を一体どう処置してくださるのか、お考えがあればひとつお聞きを願いたいと思うのであります。少し個々に乗つた船もわからなければ、沈んだ場所もわからないような人たしかに、せめて名前だけでも出してくれらせを願いたいと思うのであります。名前をその筋に提出をいたします。乗つた船、沈んだ場所くらい、あらためてお聞かせ願えるものならば、そぞういう方法もひとつとつていただきたいと思うのですが、事情がどうなつて、名前をその筋に提出をいたします。

○鈴村政府委員 お名前を私のほうに
お知らせいただきますれば、もちろん
その船名、それからその船がどこで沈
んだかということは大体わかることに
なっておりますので、どこにその船が
沈んでおるか、あるいは引き揚げられ
たのか、そういうことはもちろんわか
るわけであります。ただ引き揚げられ
たものが全部でありませんので、引き
揚げられていないものについては、大
体この辺に沈んでおるであろうかとい
うようなことはわかるわけであります
が、もし特定の方についての御希望が
ありますれば、できるだけの調査はわ
れわれのほうでいたすつもりでござい
ます。

○錦村政府委員 決して今までも秘密にしておったわけではございませんので、個々に特にお問い合わせがあれば、できるだけ調べてお知らせしておったわけでございます。特に今回戦没者の叙勲も行なわれるようになりますとして、その際に初めて、自分のむすこはそういう船に乗っておってそういう死亡に方をしたのかということを知られたというようなケースもあるわけでございますが、何ぶんにも二百万に及ぶ方でありますので、作業は困難をきわめるとかと思いますけれども、従来でもそういう御希望があればできるだけの協力をはしておりますということであります。

○小林委員 これは実に異なることを承るのでございますが、そういう御親切があるならば、そういうことこそ遠慮の方にいま少し親切に教えてあげたらいい。私は人の話をしているのではない。私の身近なことですから、何のかげ引きのない話を申し上げるのでありますけれども、現に私の義理の弟が学能動員で死んだのです。その死んだ場所もわからぬし、船もわからぬが、母親は、自來十数年陰せんを抱えましたよ。朝は必ずめしを供えてきましたよ。何回聞きに行ったかわからぬたかわからないですよ。それをわかりませんと言つて、箱一つ持たしたきりら、うちのむすこはどこでどういう船で死んだのか教えてくれと何百回行つたかわからぬですよ。それをわかりえたが、とうとう死にましたよ。死ぬときは、何も要らないから一人むすこ

の学帽だけを棺おけの中に入れてくれと言った。帽子と一緒に死んでいったじゃないか。そういう現実に苦しんでいる者——ぼくは身近な義弟の話をした。この船に乗ってここで死んだといふことがわかれればあきらめますが、わからないと言うから、親にしてみれば死んだとは思えない。だから十数年も、一日も欠かすことなくかわいいせがれの前に学帽とめしを供えて死んでいた。死んでいくときには、何にも要らない、自分のせがれの写真と学帽だけと一緒に葬ってくれと言つて死んでいた。そういうことがあるならば、あなた方は、それだけの希望で生きている者になぜそれを教えないのか。いまここにきて、何月何日からではありません、もとからそうしておりませんだなんて、それは国会向けの答弁じゃないですか。事実やっていたのかどうか。そういうことが、末端の援護團に關係しているところまでちゃんとおっしゃってはいけませんよ。

おどるといふやうにやつておるはずであります。もし從来、仰せのような態度をこちらがとつておりましたとすれば、非常に申しわけなかつた次第でござりますが、わかるものについては十分調査の上お知らせいたします。

○小林委員 こういうことは、ぼくらも思い出すといやだから聞かないけれども、死んだ人はしかたがない。死んだ人はしかたがないけれども、その援護業務がほんとうに血の通つた業務をしていれば、それに關係して泣いている人の涙だけはとめることができるのですよ。死んだ者はいいけれども、死んだ人のために、何十年もそういうののために泣いたり命を縮めたりしている者がいる。あなたの援護行政の中でも、もう少し親切に教えてやれば、そのため精神的にも救われる者があるのです。もうちょっと親切に教えてくれれば、死なないで、もう少し長生きしたかもしれない。そういう形の中でも、もう少し親切に教えてやれば、そのために精神的にも救われる者いる者がある。あなたたち行政の中で一つも生きていよいぢやないか。いま初めて、そんなことは言つてもらえればできるだけのことはいたしましたにもかかわらずと言うけれども、末端の機構は現実にそれをやつていなかつた。いまからでもお話を聞くべきですから、どこで沈んだか、行くえ不明でわからないという人たちが聞けばわかるというものならば、末端の機構に通牒を出して、できるだけやるように措置してください。やれますが、戦没者叙勲も改正されまし

て、遺族の方々もそういうことに非常に関心を強くしておられますので、わざと肝に銘じて私は調査いたしました。——これは私だけの個人のことと言っているのじゃない、そういうやうな形で泣いているのがたくさんいるのです。だからも救われない、だからも親切にされないで、そしてそういうグループだけで寄り合って泣き合つて泣いてる者がたくさんいる。私は今度その実例がいま一つ出てきましたら、断じて了承しないで、いまの約束をたてて、とてて彈劾をいたしますから、それがだけ覚悟をして生きた行政をやつていただきたいと思います。勲章なんかあとでもよろしい。そんなえらい人の勲章や、生きている者の恩給なんかあとでいいから、そういう人たちの行政をやつて何より先にやるよう、ひとつやっていただきたいと思うのであります。

○河野(正)委員 引き続いでお尋ねをいたしたいと思います。

いま局長のお答えをだんだん聞いておりますと、大体この遺骨の収集あるいは墓参問題は、旧滿州地区とインドネシア地区を除けば完了したというふうなお答えがあつたようあります。それならば、一体どういう形で完了したというふうにおっしゃっているのか、ひとつ具体的な事実をお示しいただきたい。

政府職員あるいは遺族、それから宗教代表等を加えまして、約十回にわたりまして南方、北方各地域に遺骨の収集調査団を派遣しておる次第であります。もちろん収集と申しましても、そこにある全遺骨を持ち帰るということは不可能でありますので、非常に多い地域については一部持ち帰るというようなことにいたしましたが、その際に、インドネシアにつきましては、現地の軍人会の反対等がございまして、必ずしも当時行なえなかつたというような事情があるわけであります。そういうことで、インドネシアについては、近くそれを残つてゐるものについて行ないたい。二十七年から三十七年まで、約十カ年にわたつて継続をいたしたわけであります。それから中共は、現在墓参団が行っておりますが、満州については、今後の問題と申しますが、先ほど申し上げたとおりであります、それらの収集いたしました遺骨をそれぞれ現地の、その地域の象徴的な遺骨といたしまして、千鳥ヶ淵の墓苑におさめてあるということでございます。政府といたしましては、政府職員以下による派遣、これはおおむね戦闘地域となりましたところについては、いま申し上げましたような縄緯によりまして一応派遣をいたしましたが、象徴的遺骨の収集を終わったということに考えておりますので、大体の経過としていま申し上げたとおりでございます。

れその具体的な例をあげてお答えを願いたいと思いますけれども、しかばね二十七年から三十七年にかけて十九年間、政府職員あるいは遺族、あるいはまた宗教団体の方々がそれぞれ現地に行って遺骨収集をやり、調査をやり、そしてそのことが完了したというふうは、どういうことで完了したというふうにおっしゃっておるのか納得できませんので、もう少し突っ込んで説明していただけませんか。

○鈴村政府委員 一応われわれといたしましては、過去の戦場となりました、しかも日本の軍人が戦死いたしました地域においての象徴的な遺骨収集は終わつたと考えておりますのは、もちろん、先ほど申しましたようにあらゆる地域について全部というわけにはまいりませんので、その地域の一部のものの収集に終わつたところもあるわけでありますけれども、それにいたしましても、当該地域については一応そういうような収集団を派遣して、現地追悼の式も終わつたわけでありますので、もちろんそれで完全だということは言えないかもしませんが、一応の行事は終わったというふうに理解している次第であります。

○河野(正)委員 お役所仕事でおやりになつたことを、完了したというふうにここで公言されることについては、私も了承できません。それはできるる地域、できない地域とあります。戦線も非常にふくそうしておると思うのです。そこで、現在できる範囲において、具体的に一部ですけれども、一部においてやつたという御報告なら私どももいたりますけれども、このフィリピンとかビルマとか——かつての参

謀であつた白井さんをここに御出席ですけれども、これは戦線が非常に拡大しておるわけですから、十年の間に十回行っただということですが、その中でどの程度おやりになつたか知らないけれども、その程度をお示いいただかないことは、私どもはそれをもつて完了したといふうには理解するわけにはまいりません。それを行うとしても完了したとおっしゃるならば、私はあえて例をあげてあなたの責任を追及いたします。いかがですか。

○砂原政府委員 この問題は、私は局長のことばが足りない点もあると思ってますが、お説のように広域にわたって戦線が展開されたので、したがつて全地域に行き届いた、きめのこまかい、いわゆる慰靈の道が講ぜられたとは私たちも考えられません。したがつて、重点的な面を、ともにかくにも一應すべて、御遺族の方なり、また戦没せられた英靈に対する靈を慰めることを一應終わりました、かような意味に答えておるものだと思うのであります。なお今後、これですべてが終わつたというような考え方ではなくして、将来、いわゆる相手国のあることでございますが、許される範囲内においてあらゆる角度からそうちした地域に、小さい角度まで行き届いた慰靈をしなければならぬと考えております。

○河野(正)委員 いま政務次官が厚生省を代表して、幾らか良心的御答弁をなさつたわけですが、私も、率直に申し上げまして大東亜戦争の末期に參加した一員です。ござりますから、大東亜戦争の末期といふものがどういふ実情であったかということは、身をもつて体験しておるわけです。そして

は理解しておりません。ですから、一つ一つが収集できないならできないだけ、より遺家族を納得させる処置といふものを持たなければならぬ。にもかかわらず、お役所仕事でその辺をちよろちよろ回って、それですべてが完了したというふうにこの国会の席上で言われるなら、私は厚生省の責任を徹底的に追及しなければなりません。遺家族はそんなことじゃ納得できませんよ。そこであなた方が、将来の問題はあるけれども、できる分については現在この段階まで完了いたしましたとということならないつこうです。ですけれども、それでも一切が終わつたのだ対して協力することはできません。これは絶対にできませんよ。遺家族として承知できません。私は、そういうことを公の席上で申し上げることは、私ごとにわたりますからいかがなものであるうかということで実は遠慮しておった。ところがたまたま、いみじくとも小林議員からいろいろ御指摘があつたにもかかわらず、厚生省が依然としてそういうお茶を濁すようなことで援護業務が一切終わつたのだということであるとするならば、私ども国民の一員として、遺家族の一員として納得できません。この点はいかがですか。

不十分なものであらうと思ひます。そういう意味では、将来においてさらに反省の上、これを補うというような意味とは当然あると思います。しかしながら現段階において一応は終わったと考へておるという意味で申し上げたのでありますて、決してこれが完全で、もう全部終わったのだというような意味ではございませんので、御了解を得たいと存ります。

○河野(正)委員 そういう答弁では遺家族として納得できませんよ。誤解というものが述べられました。遺家族の立場に立つて考えると、そういう誤解ということが片づけるようなまやさしい問題ではない。現段階で終わったということではなくて、現段階ではここまでやりましたということなら、私はさらにいろいろ遺家族のために今後も作業をやっていただきだけの希望がある。ですから、現段階では一応完了したということならば、今後の問題について非常に消極的じゃないです。か。それでは残された遺家族はどうしますか。やつてもらった人はけつこうでしょう。それでは残された遺家族に對してはどういうふうにお答えになろうとするのか。私も残されたほうです。から、納得できませんよ。ですから、いまのような局長の答弁ではこれは進行するわけにまいりません。いやしくもこの援護法の改正案なるものは、遺家族の福祉なり遺家族の援助といふことで提案されたといふように私どもは理解しておる。そういう意味で私ども

る。そういう実態があるじゃないですか。全くこの法案の審議において、私も厚生省の態度については了解できません。これは法文の問題ではないと思うのです。精神の問題だと思う。気持ちの問題だと思うのです。たとえやりっぱな文句でも、りっぱな手直しの法案でも、血の通つておらない法案だつたら私は意味がないと思う。そういうことで血が通つておると言われますか。こういうことで時間を費やすことは、私はまことに遺憾に感じます。ですから、午前、午後のいろいろな質疑応答の中でも、厚生省の血の通つた気持ちがこの法案の中に流れているというふうには必ずしも理解しがたいと思うのです。そういう意味で私は厚生省の態度については全く納得するわけにまいりません。先ほど小林議員からも、いまの厚生省のやり方は国会乗り切りのための答弁だ、こううきびしい御批判もございました。私はいまの御答弁を聞いておりますと、やはり小林議員同様に、いろいろけつこうなことを言っておるが、それは国会を乗り切るための回答だといふをうに指摘せざるを得ないと思う。まさに私ども国民の一員として、遺族扶助の一員として残念に感します。本来から申し上げますと、大臣から率直な意見を聞きたいと思いますけれども、大臣も不在でございますので、ひとつ政務次官から国民に申しわけの立つような答弁を切に願いたいと思います。

してその市いをすることができるるいは遺骨の収集等も行なわれておるであります。しかし、御指摘のとおりに広い戦線でござりますし、終戦後特に激戦地帯におきましては、まだ容易にこれの収集等が完了するものではない、私もさように考えておりましても、したがつて先ほどから局長の申し述べたとおりです個所だけをとりあえずやつたということでございます。今後といえども厚生省もいたしまして、また国もいたしまして、当然相手国の理解を求めるながら、広い範囲に、できるだけこまかくこうした処置をとつていかなければならぬ。先ほどからの御指摘のとおりに、遺族の皆さん方のお気持ちは河野先生のお話のとおりだと思います。また小林先生のお話のとおりだと思います。そういう面につきましては、ことのほか心をこまかく使って、國民の皆さん、御遺族の皆さんとの御満足のいくよう、今後といえども積極的に進めてまいりたいと考えております。ただお許しをいただきたいと思います、また同時に御理解をいただきたいと思ひますことは、当面の一つだけが厚生省の善意のない、誠意のないものであるということではないのでござります、また同時に御理解をいただきたいと思ひますことは、当面の一つだけが厚生省の善意のない、誠意のないものであるということではないのでござります、また同時に御理解をいただきたいと思ひますことは、当面の一つだけが厚生省の善意のない、誠意のないものであるということではないのでござります。

ども、政務次官自身も非常に理解の不十分のようなところがあると思います。相手国いろいろ話し合いでもう、インドネシアとかあるいはまたいたお答えもあったわけですかけれども、それは先ほど局長が言っておるよりも、それは先ほど局長が言っておるようだ、インドネシアと旧満州地区につきましてはいろいろ申し上げておらぬわけです。ですから、話し合いがついて、たとえばフリリピンとかビルマとか、すでにそれをやつて、そして十一年間十回行つてやつたのだから完了しておる、こういうふうにおっしゃつたから私どもは、いま申し上げるように完了したと言えるのかという問題の提起をやつておるわけです。ですから、いま厚生次官からいろいろ前向きのお答えを聞いたと思うのですけれども、それ自身少しピントが狂つておると思うのです。少しきちんと整理をして、相手国の事情のあるやつは事情のあるやつ、そういうふうに解決をしてやられる。たとえばフィリピンだとその他、こういうところを整理して私は御指摘申し上げたつもりです。できるところとできぬところをこっちやにして申し上げたつもりはない。ところがで起きるところにおいても、一部お役人仕事でちょっとこちよこやつておいて、それで完了したとおっしゃるから、それで遺骨が浮かび上がれない、私はこういうことを指摘しているわけです。ですから、その辺について次官も少し認識が欠けておると思うのです。私はそろ無理なことは申し上げぬつもりで

省が経費を出してやるにつきましては、厚生省の意見も過去において聞かれたことがあるようあります。が、一応そういう方々の靈を慰めるという意味におきましてそういうような施設をされたということで、われわれ、現地でなくなられた方にとつても非常にけつこうなことだといふうに喜んでおるわけであります。が、そこへ民間の方が参られるという話は、実は昨日でございましたか、新聞で初めてわれわれも承知いたしたわけであります。まだ詳細に承知しておりませんが、非常にけつこうなことであるとは感じておりますけれども、まだこの詳細については承知していない次第であります。

○河野(正)委員　いまの答弁を聞いても納得できない。遣家族援護については当然厚生省が担当しておやりになる、先ほど申し上げますように、すでに完了したというくらいに非常に高姿勢である厚生省が、この問題については外務省だ、こういうことについて私はちょっと納得できぬと思うのです。それでは、同じ答弁を聞いてまいりましても歯車がかまねじですか、この点はどういうことですか。

○鈴村政府委員　すでに過去におきまして外務省からそういう意向が厚生省に表明されまして、厚生省側においても非常にけつこうだということで同意いたした経緯があるようであります。もちろん厚生省でこれをやることを拒否したということではなくて、むしろ外務省がやられると積極的に意向を表明されたのに、厚生省が賛成を申し上げたということのように了解しておられます。

○河野(正)委員 これはどういうことでしょうか。こういう援護業務といふものは厚生省所管だといふうに理解をしておるわけです。そこで、もうすこしこれで印度ネシアと旧滿州地区では、一終り切終わつたといふくらいに非常に高い姿勢で御答弁なさつた厚生省が、このオーストラリアの問題は外務省だ、厚生省も賛成でござります、こういふことで援護業務に厚生省が熱を入れておる、力を注いでおるというふうに言えますのでしようか。一体これはどういうことですか、厚生政務次官。

○砂原政府委員 ただいま御指摘の問題は、多少事情があるようでございまして、厚生省が直接取り扱います事案と少し立場が違つておるようでござります。内容等を申し上げることは差し控えますが、そういう関係で外務省のほうに最終的にお扱いを願つておる、というような次第であります。

○河野(正)委員 ちょっと内容は言えぬけれども、この事案については事情があるから外務省に譲る。ところが外務省はやはり国政審議に携わる一員ですから、その間の事情というものが明瞭にならなければ、われわれは了承するわけにはまいりません。援護業務といふものは当然厚生省の所管です。ところがこの業務は事情があるから外務省だ、この案件は事情があるから大体墓参、遺骨収集というものは終りがないじゃないですか。先ほどもたびたび指摘しますように、厚生省はもう切つたが、この件は行政に一貫性があるから外務省です、われわれは

○鈴村政府委員 これは新聞によつて出ておりましたけれども、一般的の戦死者とかなんとかということではなくて、非常に特殊なケースの方々、しかも特殊な死方に方をされた方々について、外務省がたまたまちらちらこなして、公園みたいなものに整備するということのようあります。そういう特殊な事情にある方々のことでもありますし、外國のことでもありますので、外務省におまかせしたというようなことがあります。

○河野(正)委員 ますます納得いきません。一つは、いやしくもこの大戦に因る関連をして死亡された方々に對して、特殊な事情ということで差別待遇をされることは、了承できません。もう一つは、外国だという理由ですけれども、外国ならばフィリピンとかペルマとかあるいはインドネシア、これはどうして厚生省がやろうとおっしゃるのですか。これは納得いきません。つじつまが合わぬですよ。

○砂原政府委員 戰没者の場合と、たただいま御指摘の場合とは、非常な特殊的な事情があるわけであります。したがつて外交的な交渉等も必要といたします。单なる遺骨收集とか慰靈堂とかでもいろいろ扱いだけでは、处理のできない問題であります。したがつて本件を外務省が処理したほうが適切であるといふので、外務省のはうへおまかせをしておるような次第であります。

○河野(正)委員 今まで援護法の改正を行なつてまいりました。この力では、私どもの問題を進行するわけにはまいりません。

正によって対象範囲を拡大したり、あるいはまたその内容を拡大したりといふことで、いろいろ前進を見てきたと思うのです。その基本を流れるものは、やはり大戦に関連するものはすべて接護法で救済しようというのが、私は接護法改正の今日までの精神だったと思うのです。もういたしますと、いま次官からお答えがあつたように、このオーストラリア事件というものは、その内容については私どももつまびらかにいたしませんけれども、いずれにしても大戦に関連を持つておる。ところが接護法の改正というものは、一切この大戦に関連をしたものはこの接護法で救済していくこと、軍人軍属が準軍属、さらには満鉄の職員というふうに拡大していくというふうに拡大されてきたということでは、もう私どもがえて申し上げる必要はないと思うのです。接護法の改正では、そういうふうに拡大していくというたええをとつておる。ところが一方では、大戦に関連あるけれども、これは特殊な事情だったということで差別待遇をする、同じ大戦に関連したのだから外務省ということならば、これは当然、フィリピンにおいても、ビルマにおいても、あるいはインドネシアにおいても、全部外務省がやるべきだと思うのです、そういう議論でござりますならば……。ですから、いまの局長の答弁では納得するわけにまいりません。そういう思想でございましてならば、私どもはこの議事を進行するわけにまいりません。

ざいますので通常厚生省からの経費になるわけですが、そういうものと全然別個な経費でありますので、たまたま外務省から出たというのであります。外国との関係を申し上げましたが、その点は取り消します。

○田口委員長 本日はこの程度だと認め、次会は明十八日午前十時より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和三十九年六月二十三日印刷

昭和三十九年六月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局